

身体拘束(抑制)について

身体拘束(抑制)とは

- 衣類又は抑制帯などを使用して一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制することを言います。
- 当院での身体拘束とは、抑制帯の使用、車椅子使用時のベルト及びテーブルの配置などによる物理的な抑制、柵でベッド周囲を囲むこと、などを対象としています。

当院における身体拘束の基本的な考え方

拘束は人の行動を制限する行為であり、ともすれば、憲法で定められている人権や不法禁にかかわる問題をはらんでいます。身体拘束は人としての尊厳を守るうえで慎重でなければなりません。

しかし、医療現場では、患者さんの安全確保が最優先されなければならないために、やむを得ず拘束しなければならない場合があることも事実です。

当院では、治療上やむを得ない場合や患者さんの安全確保のために拘束が必要であると判断した場合には、医師の指示のもとに必要な抑制手段を講じ、同意書による患者さん・家族の同意を得るべきであると考えています。拘束のためにこのような手続きをするのは、医療者側の都合のみで患者さんの身体拘束をするようなことは無く、拘束しなければならない理由を説明し、理解していただくためのものです。もちろん、患者さんを拘束する場合には、抑制具を適正使用すること、抑制によって生じる二次的障害やストレスなどを念頭において観察を行うこと、向精神薬投与による過度な鎮静をさけること、拘束の回避や時間短縮のための検討を医療スタッフ間で常に行うことが必要であると考えています。

また、身体拘束の検討時、早期の段階で専門家チームへの適時相談する事も推奨します。

身体拘束の対象基準・経過の検討について

- 身体拘束を行う基準は以下の三つをすべて満たす場合とします。
 - 1) 切迫性: 患者本人または他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - 2) 非代替性: 身体拘束その他の行動制限をする以外に代替する方法がない
 - 3) 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 拘束開始後の経過と拘束解除の可能性の検討
拘束開始後の経過と拘束解除のための検討について、内容を記録として残します。

<参考資料>

厚生労働省告示第 129 号「身体拘束の定義」1988 年

「抑制ガイドライン」看護臨時増刊号(日本看護協会出版会)1999 年

日本国憲法第 11 条「基本的人権の享受」、第 34 条「拘留・監禁の要件、不法物禁に対する保証」

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」2001 年

令和 6 年 6 月

医療法人 岡田病院